

Baggage GO 利用規約

本規約は、株式会社 JTB と株式会社 MOMOA（以下「共同運営者」といいます。）が運営する WEB システムを通じて、手荷物の配送を希望するお客様と貨物運送事業許可を持つ運送事業者（以下「運送事業者」といいます。）をマッチングし、手荷物を目的地まで配送する手荷物配送マッチングサービス「Baggage GO」（以下「本サービス」といいます。）の利用に関し、必要な事項を定めるものであり、本サービスをご利用になるお客様（以下「利用者」といいます。）と共同運営者との間の本サービスの利用に係わる一切に適用されるものとします。

第1条（同意）

利用者は、本規約に同意することによって、本サービスを利用できるものとします。

第2条（本サービスの内容）

本サービスは、利用者が本規約に則り、共同運営者が運営する WEB システムを利用して手荷物配達を申し込み、利用者と運送事業者の間で運送契約を締結されることにより、運送事業者が利用者の手荷物（以下「手荷物」といいます。なお、手荷物内の物品も「手荷物」に含みます）を預かり、利用者が指定する受け取り地点まで配達するサービスです。

2. 本サービスの利用に基づく手荷物の運送契約は、第6条に従い運送事業者が利用者に対し預かり証を交付したときに利用者と運送事業者の間で成立します。本運送契約には、当該運送を担う運送事業者の規約等が適用されるものとします。このとき運送事業者は、原則として1手荷物につき1日毎の預かりとなり、手荷物を利用者から預かったままの現状の姿で、善良な管理者の注意をもって保管するものとします。なお、保管期日を超えた手荷物については自己の物と同様の注意義務をもって保管するものとします。

【運送事業者】

株式会社MOMOA

【適用される運送規約】

https://www.jtb.co.jp/kokunai/baggage-go/okinawa/pdf/transportation_terms.pdf

3. 本サービスの提供において、共同運営者の株式会社 JTB は WEB システムの運営及び管理を行い、株式会社 MOMOA は運送事業者のマッチングおよび配達取次を担います。

第3条（手荷物）

本サービスでは、次に掲げる物品を含む手荷物は取り扱うことができません。また、共同運営者および運送事業者がこれらに該当する物品をその旨を知らず又は外観上知ることができない状態で引き受けた場合、共同運営者および運送事業者は当該物品の滅失、毀損等について、一切の責任を負わないものとします。

また、利用者は荷物の形状に合わせて、運送に適するように荷造りをしなければならない。

- (1) 一時保管に関し特別な負担を要するもの
- (2) 法令の規定または公序良俗に反するもの

- (3) 火薬類その他の危険品、不潔な物品等、他の手荷物や施設等に損害を及ぼすおそれのあるもの
- (4) 物品の性質が本サービスによる保管に適さないもの
 - 現金および小切手、手形、株券その他の有価証券
 - クレジットカード、キャッシュカード等のカード類
 - パスポート、受験票、車検証類
 - 壊れやすい電子機器 (PC、スマートフォン、タブレット端末など)
 - 複数の個人情報が内容物に含まれたもの
 - 生鮮食品等、腐敗しやすいもの
 - 遺骨、位牌、仏壇
 - 鉄砲刀剣
 - 楽器類
 - 犬、ネコ、小鳥等のペット類
 - 再生不可能な原稿、原図、フィルム類
 - 花火、灯油、ガスボンベ、シンナー等、発火性、引火性、揮発性のある物品
 - 毒物および劇物類
 - 骨董品、美術品その他時価の査定が困難なもの
- (5) 手荷物の価格 (1個) が 10万円を超えるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、共同運営者または運送事業者が保管に適さないと判断したもの

第4条 (料金)

本サービスは、配達手荷物一個当たりのサービス料金を定めるものとし、運送事業者が運送契約締結時に別途利用者に案内した場合を除き、原則として配達は一回のみとします。

Baggage GO のサービス料金は、以下の計算式で算出されます (税別)。

$$\text{サービス料金} = \text{基本利用料金} + (\text{荷物料金} \times \text{距離料金})$$

詳しい料金及び取消料については、Baggage GO のサイトでご確認ください。

沖縄本島内の利用例)

項目	条件/内容	金額/計算式	備考
基本利用料金	荷物が 1 個	200 円 (税別)	サービス利用の固定費用
	荷物が複数個 (2 個以上)	300 円 (税別)	
荷物料金	荷物 1 個あたり	1,500 円 (税別)	荷物の個数に応じて加算
距離料金	那覇 ⇄ 北谷	×1 倍	配送エリアを設定
	北谷 ⇄ 恩納村 の場合		
	那覇 ⇄ 恩納村 の場合		

2. 共同運営者は、利用者より手荷物を受け取る際に前項に定める料金を收受します。
3. 本サービスは、手荷物を預かった時点で、本条第 1 項の料金がかかるものとし、いかなる理由によっても收受した料金の返金 (一部返金も含みます) は行いません。

第5条（手荷物配送の提供時間）

本サービスにおける手荷物配送の提供時間（以下「サービス提供時間」といいます。）は、運送事業者が運送契約締結時に案内する時間とし、それを1日として設定するものとします。なお、本サービスは、当日配送のみ受け付けています。利用者は、サービス提供時間外の手荷物の預入及び引取りを行うことはできません。

第6条（預かり証の交付）

利用者は、本サービスの利用にあたり、本サービス所定のWEBサイトの申込フォームに必要事項を入力して申し込むものとし、共同運営者は、当該申込の内容を確認の上、利用者の申込を受ける運送事業者を選定します。選定された運送事業者は、当該手荷物を利用者または利用者が指定する代理人（宿泊施設におけるコンシェルジュ等をいいます）から受け取るにあたり、利用者に直接または共同運営者のWEBサイトを通じた電磁的手法により預かり証を交付するものとします。

2. 手荷物配送は、前項の預かり証を交付する運送事業者が行います。

第7条（保管期限）

手荷物配送に係る保管期限は、運送事業者に手荷物を預入れた日（以下「預入れ日」と言います）の当日のサービス提供時間限りとし、利用者は、預入れ日のサービス提供時間内に手荷物を引き取らなければならないものとします。ただし、運送事業者が別途窓口で利用者にご案内した場合はこの限りではありません。

2. サービス提供時間内に手荷物の引取りがない場合、翌営業日以降の引渡しとなります。
3. 利用者が預け入れ日のサービス提供時間内に手荷物を引き取らない場合、運送事業者は、手荷物一個・一日延期あたり当該手荷物の配送料金と同額の延滞金を申し受けします。

第8条（手荷物の返還）

手荷物の返還は、預かり証と引換えて行うものとします。

2. 利用者が預かり証を紛失した場合、利用者は運送事業者に連絡しなければならないものとします。なお、この場合、運送事業者は、パスポート等の身分証明書の提示を求め、手荷物の外装および内容物の特徴について申告を受けるなど、運送事業者所定の方法による本人確認を行ったうえで、手荷物を返還するものとします。
3. 手荷物について前条に基づく延滞金が発生している場合、運送事業者は延滞金の支払いがあるまで、手荷物について留置権を行使できるものとします。

第9条（手荷物の処分）

利用者が預入れ日から1か月以内に手荷物の引取りを行わない場合、本規約第7条の延滞料を支払わない場合または利用者と連絡が取れないと合理的に判断できた場合等利用者と共同運営者間で本サービスの提供の継続が困難であると共同運営者が判断した場合、共同運営者および運送事業者は、利用者が手荷物に関する権利を放棄したものとみなし、公正な第三者を立ち会わせて、当該手荷物を運送事業者において売却その他の処分（以下「処分」といいます。）することができるものとしま

す。ただし、本条前段にかかわらず、手荷物が変質または腐敗しやすいものである場合その他合理的な理由により運送事業者が必要と判断した場合には、運送事業者は即時的に処分することができるものとします。

2. 共同運営者および運送事業者は、前項の規定により手荷物を処分したときは、その代金を当該手荷物の保管および処分に要した費用に充当します。

第10条（損害賠償）

共同運営者または運送事業者の過失により手荷物が滅失または損傷した場合の損害賠償責任は、

(i) 手荷物の滅失による損害については、当該手荷物の価格（時価）を手荷物1個につき10万円の範囲内で、また、(ii) 手荷物の損傷による損害については、当該手荷物の価格（時価）を基準として、損傷の程度に応じ10万円の範囲内で賠償する責任に限られ、当該滅失または損傷に基づき発生した間接損害は損害賠償の対象とはなりません。ただし、当該損害が共同運営者または運送事業者の故意又は重大な過失に起因する場合はこの限りではありません。

2. 利用者は、手荷物の欠陥もしくは性質により運送事業者に損害を与えた場合、または、故意もしくは過失により本規約に定める義務を履行せず共同運営者または運送事業者に損害を与えた場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第11条（免責事項）

共同運営者および運送事業者は、次の各号に掲げる事由により発生した手荷物の滅失、損傷等の損害（手荷物の滅失、損傷等に基づく間接損害も含む）について、損害賠償の責任を負いません。

(1) 手荷物の欠陥、自然消耗 (2) 手荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由 (3) 同盟寵業もしくは同盟怠業、社会的騒擾その他事変、または強盗 (4) 不可抗力による火災 (5) 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災 (6) 法令または公権力の発動による開封、没収、差押または第三者への引渡し (7) 預かり証の紛失、盗難に起因する第三者への引渡し (8) 利用者による本規約違反に基づく場合 (9) 本条各号のほか、利用者の故意または過失に基づく損害

第12条（個人情報の取扱い）

共同運営者は、お客様からご提供いただく情報を以下の目的の範囲内において、本サービスに利用します。お客様の同意なく、情報の収集、目的外の利用を行うことはありません。

① 手荷物配送のマッチングを行うため

② 利用当日に引き取りがなかった際、荷物お渡しに関するご連絡のため

③ 本サービスの提供や機能拡張に向けた事後アンケート調査のため

(1) 共同運営者は、以下のとおり共同利用を行います。

・個人データの管理に関する責任者： 株式会社MOMOA

・共同して利用する者の利用目的： 上記「利用目的」の内容と同様

・利用項目： 氏名・電話番号・メールアドレス

・共同して利用する者の範囲： JTB、共同運営者がマッチングする運送事業者

第13条（言語）

本規約の原文は日本語（和文）とします。なお、英語その他の言語により本規約の翻訳文が作成され、当該翻訳文と和文との間で解釈に矛盾が生じた場合は、和文の解釈が優先します。

第14条（準拠法）

本規約は、日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。

第15条（合意管轄）

本サービスまたは本規約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第16条（本規約の変更）

本サービスまたは本規約に関して、利用者の承諾を得ることなく、共同運営者の判断にて規約の変更を行うことができるものとします。なお、本サービスの利用中に本規約の変更が行われた場合、個別の利用契約の成立時の規約が適用されるものとします。

制定：2025年11月30日